

## 新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金交付要領

制 定 平成28年9月 1日 経技第 548号  
改 正 平成29年3月24日 経技第1072号

(趣旨)

第1条 県の交付する新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金の名称、目的、交付の対象である事業の内容、その交付率及び交付の相手方は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付目的	交付の対象である事業内容	交付率	交付の相手方
新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金	農業で働く意欲のある人材を県内の農業法人等が雇用し、教育研修を行うことにより、新たな担い手の育成を図る。	新規農業雇用者教育研修支援事業実施要領 (平成28年9月1日付け経技第548号)に基づき実施する新規農業雇用者教育支援事業に要する経費	新たに雇用した就業者を指導する教育研修費 ・助成額の上限 月額95,000円 ・教育研修開始日より3ヶ月以内	県内の農地、施設等で農業生産を行う農業法人等

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金	新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1号	1	1 事業計画書 2 収支予算書	別記様式第1号 第2号	1	農業振興事務所長が別に定める日

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、農業振興事務所長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに農業振興事務所長に報告し、その指示を受けること。
- 4 農業振興事務所長は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を附することができる。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 事業の中止
- 2 事業実施主体ごとに事業費の35パーセントを超える増減

(変更の承認)

第6条 第4条第1項の規定に基づく農業振興事務所長の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第3号)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して、農業振興事務所長に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金	新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金状況報告書	規則の別記様式第2号	1	事業状況報告書	別記様式第4号	1	農業振興事務所長が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金	新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2号	1	1 事業実績書 2 収支精算書	別記様式第1号 第2号	1	農業振興事務所長が別に定める日

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金	新規農業雇用者教育研修支援事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4号	1	交付決定(又は確定)通知書の写し	1	農業振興事務所長が別に定める日

(帳簿の備付等)

第10条 規則第23条に規定する帳簿及び証拠書類並びに証拠物の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

この要領は、平成28年度の補助金から適用する。

この要領は、平成29年3月24日に改正する。

この要領は、平成31年3月31日にその効力を失う。